

平成 30 年 2 月 28 日
株式会社福島銀行

「電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針」 の公表について

株式会社福島銀行は、銀行法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十九号）に則り、「電子決済等代行業者（※1）との連携及び協働に係る方針」を公表いたします。

当行は、お客様の悩みや課題を解決できる高度な金融サービスの実現を目指し、お客様の情報保護に適切な安全管理措置を講じたうえでオープン API（※2）を通じて、電子決済等代行業者と共に革新的な技術やアイデア、サービスが提供できるオープン・イノベーションを積極的に推進してまいります。

なお、「電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針」の内容は、別添をご参照下さい。

（※1）銀行法の一部を改正する法律（平成二十九年六月二日公布）による改正後の銀行法第二条第十八項に定める事業者。

（※2）銀行システムへの接続仕様を電子決済等代行業者など外部の事業者に公開すること。



電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針

1. 基本方針

当行は、お客様の情報保護に適切な安全管理措置を講じたうえで、オープン API により電子決済等代行業者(※1)と共に革新的な技術やアイデア、サービスが提供できるオープン・イノベーションを積極的に推進していきます。お客様の悩みや課題を解決できる、高度な金融サービスの実現を目指し、電子決済等代行業者と連携及び協働していきます。

(※1) 銀行法等の一部を改正する法律(平成二十九年六月二日公布)による改正後の銀行法第二条第十八項に定める事業者。

2. オープン API に係る体制整備

(1) 資金移動(更新系)

当行は、利便性の高い金融サービスの実現を目指し、資金移動に関するオープン API の体制整備(※2)を行います。

個人及び法人のお客様について 2020 年 6 月を目途に体制整備を行う予定です。

(※2) 改正後の銀行法第二条第十七項一号に定める行為。

(2) 口座照会(参照系)

当行は、利便性の高い金融サービスの実現を目指し、口座照会に関するオープン API の体制整備(※3)を行います。

個人及び法人のお客様について 2018 年 10 月を目途に体制整備を行う予定です。

(※3) 改正後の銀行法第二条第十七項二号に定める行為。

3. オープン API に係るシステムの開発及び運用について

当行は、一般社団法人 全国銀行協会が公表している「オープン API のあり方に関する検討会報告書 オープン・イノベーションの活性化に向けて」(2017 年 7 月)に基づく API の仕様標準、セキュリティ原則に準拠しシステム構築を行います。

※当行の API 連携システムの設計・運用及び保守は、株式会社 NTT データへ委託し行います。

4. 電子決済等代行業者との連携及び協働に係る部門の名称

当行における電子決済等代行業者との連携及び協働に係る業務を行う担当部署は、次のとおりです。

営業戦略部 連絡先：024-525-2936 E-mail：eiki@fukushimabank.co.jp

5. その他、参考となるべき情報

当行は、今後も継続して、お客様の利便性の向上に努めてまいります。

当行の API の機能に関する事項、その他、変更等がある場合は、当行ホームページ上で公表していく予定です。

以 上